

**複数の国選弁護人が一緒に接見する場合、
接見資料は、各弁護人が1枚ずつ受領してください。**

被疑者国選弁護事件において、複数の国選弁護人が同時に接見する場合、各弁護人が1枚ずつ接見資料を受領し、これを疎明資料として報告書に添付することが必要です。複数の弁護人が同時に接見する場合の接見資料に関する注意点は以下のとおりです。

1 留置施設・刑事施設等における接見資料の受領

警察の留置施設、刑事施設（刑務所、拘置所）及び少年鑑別所で接見を申し込む際に、必ず「国選弁護」である旨を伝えた上で、人数分の接見資料を交付するよう施設担当者に申し出てください。接見後に受領することはできません。

2 報告書提出時の接見資料の添付

報告書提出時の疎明資料としては、接見1回につき接見資料（原本）が1部必要です。1枚の接見資料に複数の弁護人名が記載されていても、当該接見資料の原本を所持していない弁護人については、疎明資料の提出があったとみることはできません。

3 人数分の接見資料を受領しなかった場合

人数分の接見資料を受領しなかった場合は、疎明資料の提出ができませんので、当該接見について、接見に関する事実証明書を提出していただく必要があります。

最寄りの法テラス地方事務所に対し、接見資料の受領失念を理由に事実証明書を請求し、必要事項を記載の上、接見資料と同様に報告書に添付してください。

※ 事実証明書に基づく報酬算定は例外的なものですので、必ず留置施設・刑事施設等で人数分の接見資料を受領するようにしてください。なお、事実証明書による報酬請求は、法テラスによる報酬算定に関する調査の対象となる場合があります。